

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 公金の収納の事務を委託した件 五三
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 五三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 五三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 五三
- 県営土地改良事業計画を定めた件二件 五三
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 五三
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件三件 五三

告示

福島県告示第七七十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を令和四年四月一日次のとおり委託した。

令和四年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 1 太陽の国クリニック手数料収納の事務
 - 2 太陽の国交流センター使用料収納の事務
 - 3 福島県勤労身体障がい者体育館使用料収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 社会福祉法人福島県社会福祉事業団
 - 2 所在地 西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原五番地三
- 三 収納の事務を委託する期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

（保健福祉総務課）

福島県告示第七七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十二月六日から令和五年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）トリアル伊達上保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内三七番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十二月六日から令和五年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデーいわき泉店 福島県いわき市泉町下川字葉師前七九番地一ほか四〇筆
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一

項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十二月六日から令和五年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
マルトSC湯本店 福島県いわき市常磐関船町一丁目一五番二七
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十二月六日から令和五年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ福島飯坂店 福島県福島市飯坂町平野字上前田六番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、新池大池地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業(地震・豪雨型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間

令和四年十二月七日から
月二十六日まで (二十日間)

同
縦覧の場所
中島村役場

(農村計画課)

福島県告示第七百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、皮籠池地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備(一般整備型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和四年十二月七日から
月二十六日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
白河市役所

(農村計画課)

福島県告示第七百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年十二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和四年十二月六日
- 二 解除理由
耶麻郡磐梯町大字磐梯字猫摩山六六七七の一、六六七七の一〇から六六七七の二二まで(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
- 三 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除理由の消滅
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び磐梯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

同	佐藤 三三春	同	町根宿五四七番地
同	岡崎 長一郎	同	町中畑一七六番地
同	鈴木 哲夫	同	町寺内西一七五番地
同	吉田 忠雄	同	町平鉢九五番地
同	小室 悠一	同	郡中島村大字滑津字岡ノ内四五番地
同	佐久間 義郎	同	郡矢吹町三城目三六番地
同	関根 達矢	同	郡三城目一三二番地
同	小針 章利	同	郡中沖一七番地
同	吉田 武	同	郡堤九六番地
同	岡谷 正尚	同	郡中野目東三八番地
同	伊藤 正恵	同	郡同上宮崎三十番地三
同	青木 光貴	同	郡町住吉一二五番地
同	大和田 昭雄	同	郡町鍋内一九〇番地
同	小針 由浩	同	郡中島村大字滑津字代畑三九番地
同	遠藤 正一	同	郡矢吹町花の里四一四番地
同	陳野 秀敏	同	郡町弥栄三八二番地

(農村計画課)

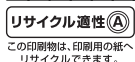
公告第二百七十九号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 令和四年十二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区	阿武隈川上流土地改良区	住所	西白河郡西郷村大字真船字折口下三二番地一
退任した役員	氏名	住所	西白河郡西郷村大字熊倉字沼田八〇番地
退任した役員	氏名	住所	郡同 村大字羽太字南六八番地
退任した役員	氏名	住所	白河市大善知鳥坂一九番地一
退任した役員	氏名	住所	市久田野宮前五番地
退任した役員	氏名	住所	市本沼下河原五五番地
退任した役員	氏名	住所	市田島一七二番地
退任した役員	氏名	住所	市双石高田一五番地
退任した役員	氏名	住所	西白河郡泉崎村大字関和久字木ノ内六二番地二
退任した役員	氏名	住所	郡同 村大字関和久字瀬知房七番地
退任した役員	氏名	住所	郡同 村大字北平山字堂ノ下三〇番地
退任した役員	氏名	住所	白河市東深仁井田字陣ヶ平一一番地

同	岡部 秋男	同	市東蕪内字新屋敷一番地
同	大澤 洋次郎	同	西白河郡中島村大字川原田字中屋敷八番地
同	長倉 憲治	同	郡同 村大字二子塚字西内一番地
同	小室 孝平	同	郡同 村大字滑津字代畑九三番地
同	藤田 利春	同	郡同 村大字滑津白ツ子三六番地
同	佐川 正弘	同	石川郡石川町大字赤羽字森屋段六六番地
同	三瓶 正一	同	郡同 町大字新屋敷字新覚六五番地
同	常松 幸保	同	西白河郡西郷村大字真船字折口下七五番地三
同	佐藤 安男	同	西白河郡西郷村大字真船字折口下七五番地三
同	齋藤 孝郎	同	白河市久田野北裏三番地一
同	小松 平二	同	市田島入方一八番地
同	就任した役員	住所	西白河郡中島村大字滑津字元村一六三番地
同	藤井 實	住所	西白河郡西郷村大字真船字前谷地六番地
同	鈴木 亮太郎	同	郡同 村大字熊倉字風吹一五〇番地
同	鈴木 勝晴	同	郡同 村大字羽太字南六八番地
同	砂塚 功	同	白河市飯沢四番地一
同	今井 寛美	同	市大観音前九五番地
同	萩川 登志男	同	市久田野宮前五番地
同	宮田 正行	同	市本沼一三七番地
同	佐藤 保夫	同	市双石高田一五番地
同	尾股 豊	同	市田島二五番地
同	木野内 良衛	同	西白河郡泉崎村大字関和久字八雲神社一一番地六
同	鈴木 勝	同	郡同 村大字関和久字瀬知房七番地
同	小針 正一	同	郡同 村大字北平山字新田三八番地
同	小松 一恵	同	白河市東深仁井田字千代ノ岡一八番地
同	吉田 正國	同	西白河郡中島村大字二子塚字後山四一番地
同	角田 政一	同	郡同 村大字吉岡字大泉坊山一番地
同	藤田 利春	同	郡同 村大字滑津字白ツ子三六番地
同	鈴木 武	同	郡同 村大字滑津字羽黒山一八番地
同	佐川 正弘	同	石川郡石川町大字赤羽字森屋段六六番地
同	郷 忠	同	郡同 町大字沢井字上ノ原四〇番地四九
同	常松 幸保	同	西白河郡西郷村大字真船字折口下七五番地三
同	北澤 武美	同	郡泉崎村大字関和久字下町六二番地
同	鈴木 茂	同	郡西郷村大字小田倉字原中三六〇番地

(農村計画課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷